

大分市自治基本条例検討委員会
第12回理念部会

平成23年1月11日(月)14時~
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1.開 会

2.議 事

(1)市民意見交換会結果に係る検討について

(2)その他

市民意見交換会等で出された理念部会に係る意見整理一覧

赤字：全体で議論する必要があると考えられる項目

青字：部会で方向性を出す必要があると考えられる項目

黒字：必要があれば、議論した方がよい項目

パブリックコメント（回答を検討する必要がある項目）

前文に係る意見

会場意見

報告 2 2

アンケート意見

報告 3 2・3

パブリックコメント意見

報告 4 6・7

第1条（目的）に係る意見

会場意見

報告 2 3

第2条（定義）に係る意見

会場意見

報告 2 4・5 6 7 9・10・11

アンケート意見

報告 3 4

パブリックコメント意見

報告 4 8

職員意見公募

報告 5 1・2・3

第3条（基本理念）に係る意見

会場意見

報告2 6 12・13・14

アンケート意見

報告3 5

参考2（追加意見）

第4条（基本原則）に係る意見

会場意見

報告2 15・16・17・18

参考2（追加意見）

大分市まちづくり自治基本条例

原 案	提 示 案
<p>< 第 2 章 基本理念および基本原則 > (基本理念) 第 3 条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本とする。</p>	<p>< 第 2 章 基本理念および基本原則 > (基本理念) 第 3 条 本市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権による心豊かなまちづくりを行うことを自治の基本とする。</p>
<p>(基本原則) 第 4 条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。 (1) 市民総参加の原則 すべての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。 (2) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。 (3) 協働の原則 市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。</p>	<p>(基本原則) 第 4 条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。 (1) 市民参加の原則 性別、年齢等を問わず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに活かされること。 (2) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。 (3) 協働の原則 市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。</p>